

守田稔さん:読み上げ原稿

① もりた みのる

1975年大阪生まれの48才です。

1999年に病気をしてから、視覚と手足に障害があります。

目は光も感じない全盲です。

移動は車いすで、手はボタンをとめるなど細かな動作ができません。

専門は精神科で、ペインクリニック心療内科で外来診療をしています。

趣味は鉄道と食べることが大好きです。

②病気発症から復学まで

1999年5月、医学部5回生のときに末梢神経が障害されるギランバレー症候群を発症しました。

1年入院、1年通院して、復学を目指しました。

そのときの見え方は、右目は失明、左目は中心5~10度の針孔のような視野でした。

当時の医師法には絶対的欠格条項がありました。

「医師になるためにも目が治ってほしい」と願い、「見えなくなったらどうしよう」とおびえていました。

教授会でも復学についてはかなり賛否の議論があったようです。

しかし最終的に本人の希望を優先させるとの意見にまとまり、2001年4月、5回生に復学することができました。

③2001年4月復学当時の医師法

第3条(絶対的欠格事由)

未成年者、成年被後見人、被保佐人、目が見えない者、耳が聞こえない者、又は口がきけない者には、免許を与えない。

当時、私たちは医学部の授業で欠格条項のことを教えられていました。

なので目が見えなくなることは、すなわち医師になれないことを意味し、誰もがそのことを知っていました。

すでに医師として仕事をしていた人も同様に、目が見えなくなると医師免許を剥奪されるとの恐怖があり、視覚障害が進行しても眼科を受診せず、必要な医療や福祉との繋

がりを持ってない人もいました。

④2001年7月、頼りにしていた左目もまったく見えなくなりました。

完全なうつ状態になり、夏休みの1か月間寝たきりになりました。

ちょうど同じ年の7月、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」が施行されました。

これにより医師法など合計27の法律に改正が行われ、欠格条項が撤廃されたり、絶対的なものから相対的なものへの緩和がなされました。

⑤2001年7月16日 法律改正施行後の医師法

医師法の改正内容を要約すると、第3条の絶対的欠格事由から「目が見えない者、耳が聞こえない者、又は口がきけない者には、免許を与えない。」との一文が削除され、代わりに第4条の相対的欠格事由に「こころや体の障害があり、厚生労働省の規定で医師の業務を適正に行うことができないと判断された人には、免許を与えないことがある。」との内容が追加されました。

この法律改正により、目が見えない人、耳が聞こえない人、又は口がきけない人でも

医師になれる可能性が生まれました。

⑥法律改正の前と後

病気をしてから、「目が見えるようになってほしい」、「医師になりたい」というふたつの願いがずっとありました。

法律改正前は失明は医師になれないことを意味し、どちらの願いも同時に立たれませんでした。その思いの強さは絶望に形を変え、うつになりました。

しかし法律が改正されたことで、失明により「目が見えるようになってほしい」という願いは立たれたものの、「医師になりたい」という願いは再び持つことができました。願いは「目が見えなくても医師になりたい」というものに形を変え、その思いの強さは希望になり、意欲と元気を取り戻すことができました。

⑦2003年3月 第97回医師国家試験

2003年3月、欠格条項が改正されたおかげで、全盲で第97回医師国家試験を受験することができました。私の場合、大学の卒業試験で行った方法をもとに、受験方法を検討してもらいました。

問題内容と問題数は一般受験者と同じ。3日間で550問。

別室受験で試験時間は通常の1.5倍。1日約10時間。

対面朗読で問題を読み上げ、それをカセットテープで録音して聴き直すことは可能。また漢字など、文字を尋ねることも許可されました。

画像問題は問題作成者による画像説明があり、質問は受け付けない、あるいは解釈を伴わない質問に対しては返答する方式でした。

私は点字を読むことも打つこともできません。そこで「自記式または点字での解答方法」を、「口頭で解答し、マークシートに代筆記入する方法」に変更希望し、了解されました。

⑧合格から医師免許交付

2003年4月24日、医師国家試験の合格発表があり、合格しました。2001年7月の法律改正後、初めて視覚障害者が受験し、合格した医師国家試験となりました。

しかし、すぐには医師免許は交付されませんでした。それは相対的欠格条項があるため、免許を与えて大丈夫かどうかの面接を受ける必要があったからです。母校の精神科に入局していましたが、身分は見学生でした。

8月4日、霞が関の厚労省で免許を与えて大丈夫かの面接を受けました。その面接の結果、8月7日付けて医籍登録が行われ、医師免許が交付されました。

面接を受けるまでの期間が長いと、身分が定まらない期間が長くなります。免許が交付されるかどうか分からないため、不安な日々を送ります。またその資格がないため合格しても仕事ができず、すぐの就職ができなかったり、収入が得られない場合もあります。

⑨職場

母校関西医大精神科で研修を受けた後、2009年から奈良学園前にあるペインクリニック(=痛みのクリニック)の心療内科部門で外来診療をしています。学園前は奈良市にありますが、大阪の難波から近鉄電車の急行で30分もかからずに行けて、たくさんの方が住むベッドタウンです。渡した勤務するかわたペインクリニックは、そんな学園前駅のすぐ前にある商業施設の5階メディカルフロアにあります。

診察室は6畳くらいのふつうの部屋で、私は部屋の奥に患者さんと相対す形で車椅子で座っています。患者さんから見て左の壁に向かって私の使う机があり、机には私が使う音声ソフトの入ったノートパソコンなどを置いています。患者さんが座った椅子の右後方にはスタッフ用の机と椅子があり、机には電子カルテ用のパソコンや当日の紙カル

テなどが揃えられています。

クリニックは紙カルテと電子カルテの併用で、メインは紙カルテで、予約管理や処方箋、診断書関係は電子カルテを使っています。常にだれかスタッフ 1 名が診察室に付き、診療をサポートしてくれています。

⑩ 診察

私は朝から夜まで車いすに座り、トイレ以外で診察室から移動することはありません。

自分の机に向かって斜めに座り、右耳に音声パソコンのイヤホンを入れ・左耳で患者さんの声を聞いて対話します。カルテは診察をしながら音声パソコンで作成します。

初診はだいたい 50 分、再診は 10 分くらいですが、患者さんの調子によっては短くも長くもなります。初診のとき、「私は目が不自由です。お話を聞かせてもらいながら診察を進めていきます」とはじめにあいさつします。

患者さんはペインから紹介される方と、心療内科だけで受診される方がいて、おおよそ半々です。ペインからの患者さんは、心理的なことから痛みが強まる身体症状症やパニック障害の患者さんが多く、ときどき痛みからうつや不眠になられている方もいます。心療内科単独で受診される方は、会社の間人関係や仕事でしんどくなり出勤できなくなった適応障害やうつ病の方、電車や人混みが苦手なパニック障害の方、何度も確認し

ないと気になる強迫性障害の方など様々です。

逆に私が苦手です。予約をお断りしている方は、児童・思春期の方、発達障害を診断してほしいと希望される方、認知症の方などです。私の能力的なこともあり、私の外来では心理検査を行っていません。

⑩サポート・情報

外来では常にスタッフのだれか1人がサポートについてくれています。患者さんの呼び込みや、印刷した文章の紙カルテへの貼り付け、予約登録、処方箋の作成などサポートいただく内容は多岐にわたります。

また医療情報の入手にはボランティアの方の協力もいただいております。医学雑誌や学会誌のテキストデータ化をしていただいております。電子書籍にもひと手間かけたら音声ソフトで読めるものがあり、それらも活用します。インターネットも貴重な情報源です。

現在、国は医療dxを進めており、2030年までに電子カルテの標準化を目指しています。今の電子カルテのほとんどは、音声ソフトでは十分読めない、あるいは一人で操作できないなど、いくつもの問題があります。せっかく欠格条項の法律が変わっても、働くために必要な道具が視覚障害者にとって使えないものになると、私たちは仕事を続けていくことができなくなります。

そんな視覚障害をもつ私たちがいろんな役立つ情報を共有できる場として、視覚障害をもつ医療従事者の会（ゆいまーる）があります。

②ゆいまーる

2008年6月、見えない、見えにくいというハンディを持ちながらいろいろな医療関係職に従事する者が集まり、情報交換を行ったり、親睦を深めていこうということを目的に、「視覚障害をもつ医療従事者の会（ゆいまーる）」が発足しました。「ゆいまーる」は沖縄の言葉で、結びつきや相互扶助の意味があります。同じ視覚障害をもち医療・福祉に関わる仕事をしている仲間とのネットワークは、情報交換になくてはならない存在となっており、またこころの支えにもなっています。

発足当初20名に満たなかった会員も、2024年10月現在は協力会員を含めて120名を超えました。視覚障害をもち何らかの医療資格、福祉資格を有する会員は、医師26名、看護師21名、理学療法士14名を含め70名ほどになっています。

発足以来、メーリングリストで情報交換を行い、2年おきに発刊する機関誌で会の活動を発信しています。ゆいまーるHPもあり、そこでは過去の活動や機関誌もご覧いただけます。

視覚障害をもつ医療従事者の会（ゆいまーる）

<http://yuimaal.org/>

⑬まとめ

2001年の欠格条項の法律改正は、視覚障害者にとって医師を含めた医療職における職域を拡大しました。

相対的欠格条項については、免許交付までの期間に身分不安定の問題、収入の問題があることはあまり知られてないかもしれず、この期間はできるだけ短くなることが大切と考えます。

今後同じ障害をもち同じ医療の道を目指される人のためにも、法律が変わったことで、私たち視覚障害をもった医療従事者がいること、実際医療の現場で働いていることを多くの方に知っていただき、世の中にそういう人がいるのも当たり前と認めていただけるよう、これからも努力していきたいと思っております。